

令和8年度

へき地保育所



入所申込のご案内

・茶志内双葉保育園 ・進徳保育園

(令和8年4月1日～令和9年3月31日入所)

目 次

1. へき地保育所とは	・・・ P1
2. 「保育の必要性」の認定（教育・保育給付認定）	・・・ P2
3. 入所期間	・・・ P2
4. 入所にあたって	・・・ P2
5. 入所手続き	・・・ P3
6. 入所手続きから入所決定までのながれ	・・・ P3
7. 提出書類	・・・ P3～5
8. 保育料	・・・ P5～7
9. 運営事業費及び給食費	・・・ P7～8
10. 保育の解除（途中退所）	・・・ P8
11. 病児保育	・・・ P9

1 へき地保育所とは



へき地保育所とは、地域に設置された市立の認可外保育所です。

運営は、市から地域を中心とした運営委員会に委託されています。

	茶志内双葉保育園	進徳保育園
住所	茶志内町本町4	進徳町1区
電話・FAX番号	0126-65-4204	0126-62-3155
保育時間	7時30分～18時	7時40分～18時
定員	45名	60名
対象年齢	満1歳以上	
給食他	(月)～(金)給食 (土)弁当 ※おやつ1日2回	(月)～(金)給食 (土)弁当 ※おやつ1日1回
その他	保育園により、夏時間、冬時間の有無、お盆休み、年末年始等異なりますので、各保育園にお問い合わせください。	

2 「保育の必要性」の認定（教育・保育給付認定）

平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」がスタートし、新制度の幼稚園や保育園、認定こども園を利用する場合、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」とは、保育所等の利用を希望する保護者の申請を受けて、市がその児童の「保育の必要性」や「保育の必要量」、「保育所等を利用する期間」を認定するものです。

教育・保育給付認定の内容は「支給認定証」として保護者に交付されます。支給認定証は、保育所等を利用していく上で重要な書類ですので、大切に保管して下さい。

① 教育・保育給付認定について

（年齢や保育を必要とする事由で3つの認定区分となります。）

認定区分	年齢等	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で、 教育を希望される場合	認定こども園
2号認定 保育認定	満3歳以上で、 保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 保育認定	満3歳未満で、 保育を希望される場合	保育所 認定こども園

② 保育の必要量について

（保育を希望される2号認定及び3号認定においては、保護者の就労や疾病、出産、親族の介護など保育を必要とする事由により、次の保育の必要量を認定します。）

利用区分	保育所等利用時間	就労形態
保育標準時間	11時間	就労を想定した利用時間

3 入所期間

小学校就学始期に達するまでの範囲内で、入所基準その他の事情により決定します。入所後、年に1回児童の保育の必要性等を確認するため現況調査を行いますが、調査によって入所期間を伸縮される場合があります。

4 入所にあたって

希望者が多数いる場合は、入所できない場合があります。

5 入所手続き

- 受付期間 令和7年12月5日（金）～令和8年1月15日（木）
土・日・祝日及び令和7年12月29日～令和8年1月3日を除く
- 受付場所 新規 こども未来課（子育て支援センターはみんぐ）
継続 各保育園

6 入所手続きから入所決定までのながれ

※ 新規申請のみ

- 1 教育・保育給付認定申請書 入所申込書等提出
令和7年12月5日～令和8年1月15日

- 2 入所選考（利用調整） 令和8年2月上旬

- 3 利用（教育・保育給付認定）決定
入園説明会等のご案内 令和8年2月中旬

7 提出書類

提出書類	申請種別	
	新規申請	継続申請
① 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 ◎記載例あり	<input type="radio"/>	-
② 入所申込書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③ 入所理由証明書 就労の場合 就労証明書 出産の場合 母子手帳の提示 保護者の障がい等の場合 医師の診断書 求職活動、就学の場合 在学証明書等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④ 令和7年度課税証明書 ※1	△	△

※1 令和7年度（令和6年分）課税証明書：令和7年1月2日以降に美唄市に転入された方、単身赴任の方のみ提出が必要です。ただし、マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な場合があります。

（令和7年1月1日より前に美唄市に住民票のある方は不要です。）

※ その他入所施設より上記以外の書類の提出を要する場合があります。

◎ 記載例（提出書類より抜粋）

① 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

※ 新規申請のみ

- 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により申請書に記入された世帯全員の個人番号（マイナンバー）を確認します。世帯全員の個人番号通知カード及び申請者の身分証明書（免許証等）又は世帯全員の個人番号カードをご持参下さい。

＜記載例＞

別記様式第1号（第3条関係）

(宛先) 美唄市長		日付記入	
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書			
年 月 日			
申請者 (保護者)	現住所	〒	
	年 1 月 1 日	<input type="checkbox"/> 同上	
	現在の住所		
	ふりがな		
	氏 名		
連絡先	自宅 ()	携帯 ()	
	必ず押印		
	生年月日 年 月 日		
申請に係る小学校就学前子ども	ふりがな	性別	
	氏 名	男・女	
	障害者手帳又は療育手帳の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	生年月日 年 月 日
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合のみ記入してください。		
保育の希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	有にチェック 疾病等の理由により、保育所等 ^{*1)} において保育の利用を希望 幼稚園等 ^{*2)} と併願の場合を含む) 以降の項目①~④全て記入してください。	
	<input type="checkbox"/> 無	幼稚園等 ^{*2)} の利用を希望(保育所等 ^{*1)} と併願の場合を除く) 以降の項目①、②及び④について記入してください(③は記入不要)。	
<p>※1) 「保育所等」とは、保育所、幼稚園、託児所等をいいます。 ※2) 「幼稚園等」とは、幼稚園、保育園等をいいます。</p> <p>①世帯の状況(申請児童を含む)について記入してください。</p>			
区分	(ふりがな 氏名)	個人番号 (マイナンバー)	備考
世帯構成	()	男・女 年月日	有・無
	()	男・女 年月日	有・無
	()	男・女 年月日	有・無
	()	男・女 年月日	有・無
	()	男・女 年月日	有・無
	()	男・女 年月日	有・無
生活保護の適用の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (年 月 日 保護開始)	
障がい者の有無		<input type="checkbox"/> 有 (氏名 :) <input type="checkbox"/> 無	
ひとり親世帯の該当		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
②利用を希望する施設(事業者)名、利用を希望す			
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)		第1希望欄に入所予定の保育所名を記入してください。
	第1希望		(事業所番号) ※市処理欄、記入不要
	第2希望		
	第3希望		
利用を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

③保育の利用を必要とする理由等

※保育所等^{※1)}において保育の利用を希望する場合のみ以下の項目に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	児童との続柄	必要とする理由			具体的な状況等 (勤務先、就労時間・日数や疾病等の状況等)
		<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	
		<input type="checkbox"/> 介護等	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	
		<input type="checkbox"/> その他()			
		<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	
		<input type="checkbox"/> 介護等	<input type="checkbox"/> 求職活動	<input type="checkbox"/> 就学	
		<input type="checkbox"/> その他()			
保育の利用を必要とする時間等	必要とする曜日	1日のうちで必要とする時間			
	<input type="checkbox"/> 平日(月～金曜日)	(:	～	: まで)
	<input type="checkbox"/> 土曜日	(:	～	: まで)

※3) 備考欄には、上記の必要とする曜日・時間等において補足すべき事項がある場合に記入してください。

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

必ず押印

記入上の注意

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ美唄市(施設(事業者)を経由して提出する場合は、現在入所している施設)に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

(表面)

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にはふりがな、「性別」欄に○をし、生年月日を記入してください。
 - 2 「障害者手帳・療育手帳の有無」の欄は該当がある場合はチェック(□)をしてください。
 - 3 「保護者住所・連絡先」欄は連絡のつきやすい順に全て記入してください。
 - 4 「認定者番号」の欄は申請児童がすでに支給認定を受けている場合に記入してください。
 - 5 ①「世帯の状況」の欄は申請児童本人、保護者および同居している親族等の全員について記入してください。
「生活保護適用の有無」及び「家庭の状況」の該当するものにチェック(□)をしてください。
 - 6 ②「利用を希望する施設(事業者)名」欄には、希望する施設(事業者)名及び希望する理由を記入してください。
- (裏面)
- 7 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、児童と保護者の続柄を記入し、必要とする理由欄にチェック(□)を付し、かつ、その具体的な状況について記入してください。

8 保育料

保育料は、4月から8月までは前年度、9月から翌年3月までは当該年度の保護者の所得に係る市民税所得割課税額等に基づき算定します。未申告の場合、正確な算定ができなくなることがありますので、収入の申告をお願いします。

なお、納入方法については、納め忘れないよう口座振替による納入をお願いしています。手続きは利用(教育・保育給付認定)決定時にお知らせします。

※令和8年度より、3歳未満児の保育料を無償化する予定です。

(ただし、令和8年3月の議会での議決を経て最終的に決定しますので、現時点では確定しておりません。)

< 参考 >

令和7年度 へき地保育所保育料表

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定義	保育料(月額)		備考
		3歳未満児	3歳以上児	
第1 [A]	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰國の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	●同一世帯で2人以上入所の場合の調整 ア) 入所中児童の第1子 ⇒ 保育料 イ) 入所中児童の第2子 ⇒ 保育料×0.5 ウ) 入所中児童の第3子 以降 ⇒ 0円
第2 [B]	市町村民税非課税世帯	(0円) 0円	(0円) 0円	
第3 [C1]		48,600円未満 9,750円	(4,500円) 0円	ただし、世帯の所得割課税額が、保育認定(2,3号認定)57,700円未満の場合は、生計を一にする子どもの年齢に関わらず ア) 算定基準者の第1子 ⇒ 保育料 イ) 算定基準者の第2子 ⇒ 保育料×0.5 ウ) 算定基準者の第3子 以降 ⇒ 0円
第4-1 [C2]		48,600円以上 77,101円未満	(4,500円) 15,000円	
第4-2 [C2]	A・B階層を除き市町村民税課税世帯であってその所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 97,000円未満	15,000円	
第5 [C3]		97,000円以上 169,000円未満	22,250円	●母子世帯等で世帯の所得割課税額が77,101円未満の場合 ア) 算定基準者の第1子 ⇒ (保育料) イ) 算定基準者の第2子 以降 ⇒ 0円
第6 [C4]		169,000円以上 301,000円未満	30,500円	
第7 [C5]		301,000円以上 397,000円未満	40,000円	
第8 [C6]		397,000円以上	52,000円	

※入所途中に3歳に到達した場合でも、保育料は3歳未満児を適用

※10円未満の端数は切り捨て

※B・C階層の()内は母子世帯等の保育料

母子世帯等とは、母子世帯等(配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯)の世帯、在宅障がい児(者)(身体障がい者手帳・療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健・福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金等の受給者)のいる世帯[社会福祉施設に入所している児童(者)を除く。]その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯)をいい、申し出により適用されます。

◆月途中における入退所の保育料(月額)

区分	保育料算式
月途中入所	保育料(月額) × 当該月の月途中入所日からの開所日数/25日
月途中退所	保育料(月額) × 当該月の月途中退所日(保育解除の日)の前日までの開所日数/25日

※開所日数が25日を超える場合は25日とする。

◆疾病により欠席した場合の保育料(月額)算出表

区分	保育料算出額
在籍日数または保育日数	保育料×1/3
月のおける保育実施日のうち継続する欠席日数が20日以上のとき 月のおける保育実施日のうち継続する欠席日数が10日以上 20日未満のとき	保育料×1/2

※疾病により欠席した場合において、欠席日数が翌月にかかるときは、欠席日数の多い月を減額する。

■ 多子世帯保育料補助事業について ■

市では、多子世帯の経済的負担の軽減を図るために、保育所等に入所している第2子以降の3歳未満のお子様について、次の補助要件のいずれにも該当する場合、保育料を無償としています。なお、補助事業の対象となる保護者の方には、別途通知いたします。

(1) 補助要件

- ① 美唄市に住所を有していること
- ② 令和8年3月31日における満年齢が0～2歳であり、保護者に監護され生計を一にする最年長者から数えて第2子以降であること
- ③ 世帯の市民税所得割課税額が169,000円未満であること
- ④ 市税、保育料の滞納がない世帯

(2) 補助方法

市税及び保育料について、納付状況の確認が必要であり、市税については同意書をいただき調査を行います。滞納がない場合、保育料は無償となります。万が一、滞納されている場合は、納付相談内容に応じ決定いたします。（市税の場合は税務課、保育料の場合はこども未来課で納付相談を行います。）

※ この事業は、3歳未満のお子様がいる世帯への補助事業です。各年3月31日における満年齢が3歳以上となった場合、補助要件のいずれかが該当しなくなった場合は対象外となり、保育料を徴収することとなります。

多子世帯で第2子以降の3歳未満の保育料について、市税及び保育料の滞納がないことを確認したときは次のとおりとする。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	備考
階層区分	定義		
第3 [C1]	A、B階層を除き 市町村民税課税世帯であつてその所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	0円
第4-1 [C2]		48,600円以上 77,101円未満	0円
第4-2 [C2]		77,101円以上 97,000円未満	0円
第5 [C3]		97,000円以上 169,000円未満	0円

9 運営事業費及び給食費

へき地保育所では、保育料の他に下記のとおり運営事業費・給食費がかかります。
支払金額及び支払方法等については、各保育園にお問い合わせください。

※参考 令和7年度

	茶志内双葉保育園	進徳保育園
運営事業費	4,200円	3,000円
給食費 (主食十副食)	5,600円 (主食 2,240円 副食 3,360円)	5,600円 (主食 2,240円 副食 3,360円)

・給食費につきましては、保護者の所得状況等により負担する金額が異なります。

※令和8年度より、運営事業費及び給食費を無償化する予定です。

（ただし、令和8年3月の議会での議決を経て最終的に決定しますので、現時点では確定しておりません。）

< 参考 >

へき地保育所給食費一覧表（各保育園共通）

◆3歳以上児（多子算定等についてはへき地保育所保育料表備考欄を参照）

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定 義	給 食 費			
		主食費	副食費		
			第1子	第2子	第3子
第1 [A]	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	2,240円	0円	0円	0円
第2 [B]	市町村民税非課税世帯	2,240円	0円	0円	0円
第3 [C1]	A・B階層を除き市町村民税課 税世帯であってその所得割課 税額の区分が次の区分に該当 する世帯	48,600円未満	2,240円	0円	0円
第4-1 [C2]		48,600円以上 77,101円未満	2,240円	0円	0円
第4-2 [C2]		77,101円以上 97,000円未満	2,240円	3,360円	3,360円
第5 [C3]		97,000円以上 169,000円未満	2,240円	3,360円	3,360円
第6 [C4]		169,000円以上 301,000円未満	2,240円	3,360円	3,360円
第7 [C5]		301,000円以上 397,000円未満	2,240円	3,360円	3,360円
第8 [C6]		397,000円以上	2,240円	3,360円	3,360円

◆3歳未満児（多子算定等についてはへき地保育所保育料表備考欄を参照）

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定 義	給 食 費		
		第1子	第2子	第3子
第1 [A]	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
第2 [B]	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
第3 [C1]	A・B階層を除き市町村民税課 税世帯であってその所得割課 税額の区分が次の区分に該当 する世帯	48,600円未満	5,600円 (0円) 5,600円	0円
第4-1 [C2]		48,600円以上 77,101円未満	5,600円 (0円) 5,600円	0円
第4-2 [C2]		77,101円以上 97,000円未満	5,600円	5,600円
第5 [C3]		97,000円以上 169,000円未満	5,600円	5,600円
第6 [C4]		169,000円以上 301,000円未満	5,600円	5,600円
第7 [C5]		301,000円以上 397,000円未満	5,600円	5,600円
第8 [C6]		397,000円以上	5,600円	5,600円

※入所途中に3歳に到達した場合、3歳未満児を適用

※C階層の()内は母子世帯等の第2子

母子世帯等とは、母子世帯等(配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの世帯)の世帯、在宅障がい児(者)(身体障がい者手帳・療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健 福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金等の受給者)のいる世帯[社会福祉施設に入所している児童(者)を除く。]その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯)をいい、申し出により適用されます。

10 保育の解除（途中退所）

入所決定後であっても、その児童が保育園において保育をすることが困難と認められるとき、理由なく1か月以上引き続いて欠席した時は退所していただくことがあります。

11 病児保育

市では、満1歳から小学校就学前までの幼児を対象に、病気によりお子様を保育園や幼稚園などに預けることができず、かつ、保護者のお仕事の都合などでご家庭でのお子様の療養が困難なとき、保護者に代わって保育士・看護師が一時的にお子様を保育・看護する病児保育室「にこにこルーム えがお」を市立美唄病院内に開設しています。

保育園入所児童については、入所決定後『病児保育利用登録申込書』等をお配りしますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

■ お問い合わせ ■

保育園の入所に関するご質問、保育内容・行事等は各保育園にお問い合わせください。

▶電話番号については『1.へき地保育所とは』を参照願います。

保育料等については、こども未来課へき地保育所担当までお問い合わせください。

▶美唄市西3条南2丁目4番1号 美唄市子育て支援センター はみんぐ内

こども未来課（0126-62-3147）

